資料　1

青：中期目標
赤：中期計画
緑：年度計画

■第3期中期目標策定スケジュール（（一部に第2期中期目標の変更手続き（赤字）＝新学群関係）を含む）

R4年度　／　**R5年度**

期間：4～6月　7～9月　10～12月　1～3月　4～6月

第2期中期目標期間（H29～R4）

第3期中期目標（R5～

評価委員会
※赤字は第2期変更

①４月１３日
○中期目標期間終了時の検討にあたっての意見聴取（法79条の２）
○第3期中期目標の策定に向けた事前意見聴取
（新たに加えるべき項目及び加えることが望ましい項目の検討など）
例）デジタル化、グリーン化など

②５月下旬（書面会議）
○第2期中期目標の変更案への意見聴取
（法第25条３項）

③7月22日（金）
○R3業務実績報告（通常開催分）
○第2期中期計画の変更案への意見聴取（法第78条4項）

④８月24日
○R3業務実績に対する評価（通常開催分）
○第３期中期目標への意見聴取
（法第25条3項）

中期目標を評価委員に報告
（資料送付）

⑤2月17日
○中期計画についての意見聴取
（法第78条4項）

中期計画を評価委員に報告
（資料送付）

WG（法人・両大学・県）

4月～7月
中期目標策定WG
法人・両大学・県

素案

7月～８月
○中期目標案の決定

第3期中期目標
※赤字は第2期変更

高知県公立大学法人

理事長・学長に
方向性の確認

理事長・学長への
説明⇒了承

中期目標案について意見取りまとめ

10月：理事会
○中期目標についての意見を審議

10月
○中期目標についての意見について（提出）

県

知事協議
（方向性の確認）

知事協議

評価委員会の意見を踏まえ中期目標について法人の意見聴取
（法78条3項）県⇒法人

意見に基づき必要があれば修正等

必要があれば
知事協議

10月末
12月議会議案提出期限

12月末
○中期目標について（指示）
県⇒法人

６月議会
（議案）第2期中期目標の変更について（法第25条3項）

１２月議会
（議案）中期目標の策定について
（法第25条3項）

第3期中期計画年度計画

高知県公立大学法人

中期計画案作成

1月：理事会
○中期計画について審議

1月末
○中期計画について
（提出）法人⇒県

3月：理事会
○年度計画について審議

3月末
○R5年度計画について
（届出）法第27条
法人⇒県

県

中期計画予算協議（運営費交付金の在り方）

○中期計画について（認可）
（法第26条１項）

（参考）法律の条項

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）
第七十九条の二　設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

２　設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

３　設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

（中期目標）
第25条
３　設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
（中期目標等の特例）
第78条
３　設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
４　設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）
第26条　地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
３　設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
（年度計画）
第27条　地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後 のもの。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。